

【お知らせ】GBRC建築確認・省エネ適判ワンストップ実績

GBRCでは、超高層・免震建築物等の性能評価および防災計画評定から建築確認検査、住宅性能評価、省エネ適判など、建築物に関する様々な技術審査・評価・検査をワンフロアでワンストップサービスとして提供します。

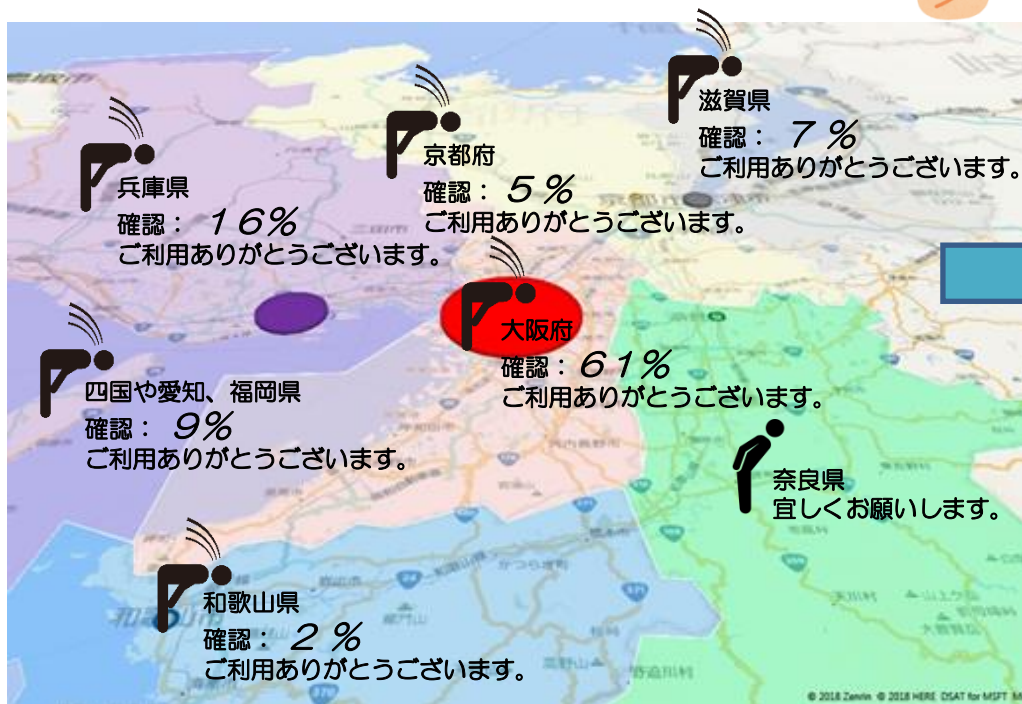
1 窓口が1つ
複雑な手続きが
一箇所で

2 幅広いメニュー
建築物に関する申請に
幅広く対応

3 セット割引
建築確認と省エネ適判の
一括申請で、おトク

確認済証交付の比率

確認済証交付の約6割が大阪府内の物件で、ワンストップサービスのメリットをお客様に実感して頂いております。近畿地方だけでなく、四国や愛知、福岡県なども実績がございます。他の業務区域の物件についてもご相談下さい。



省エネ適判ワンストップ実績

確認+省エネ適判：100%

計算方法の比率

モデル建物法：86%
標準入力法：14%

主な用途の比率

ホテル：21%
事務所、学校：17%
工場：13%
物販店舗、銀行、市庁舎：5%
複合用途(2つ以上)：38%

省エネ適判+構造適判

省エネ適判のみの申請も受付しております。
GBRC大阪事務所7Fの構造計算適合性判定と
GBRC大阪事務所5Fの省エネ適判との受付が可能です。
GBRCをご利用頂くようお願いします。

GBRCで建築確認申請を行う場合は、GBRCでの構造計算適合性判定は行いません。ご注意ください。

【お知らせ】次世代住宅ポイント制度について

次世代住宅ポイント制度とは

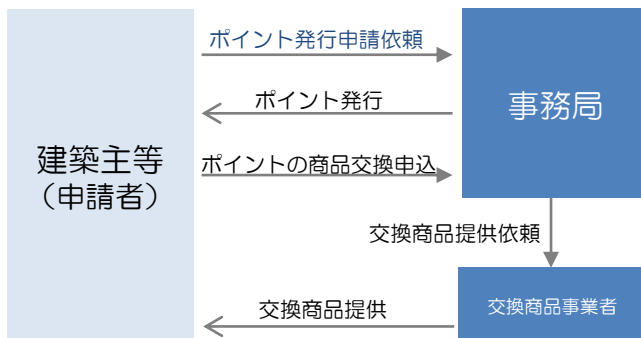
対象者に対し、省エネ家電（PC等）や防災・避難商品等と交換できるポイントを発行する制度

対象者

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担の軽減に資する消費税10%の適用を受けた住宅の新築やリフォームをされた方

流れ

対象者が制度を利用する際の標準的な場合



ポイント発行申請依頼

次世代住宅ポイント申請に必要な書類の一つとして、**一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たすことが確認できる書類の写し**が必要になります。

GBRCで実施している業務

GBRCでは、その書類のうち、**青字**の書類を取得することができます。

- ①設計住宅性能評価書
- ②建設住宅性能評価書
- ③すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書（当法人の業務外）
- ④贈与税の非課税措置の住宅性能証明書（当法人の業務外）
- ⑤長期優良住宅建築等計画認定通知書（技術的審査業務を実施）
- ⑥低炭素建築物新築等計画認定通知書（技術的審査業務を実施）
- ⑦性能向上計画認定通知書（技術的審査業務を実施）
- ⑧BELS 評価書
- ⑨フラット35S 適合証明書
- ⑩次世代住宅ポイント対象住宅証明書……今回新設（当法人の業務外）

申請するタイプやタイミングによって、確認できる書類で必要なものが異なります。

詳しくは、「次世代住宅ポイント制度」のサイトをご参照ください。

<https://www.jisedai-points.jp/>

【お知らせ】改元に伴う申請書類等の様式変更について

改元に伴い、HPに掲載しております申請書類の様式等が変更になります。

改元日以降に作成する場合は、HPをご確認頂き、ご準備ください。

申請書類の様式が変更になったページ



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 建築確認検査

> 建築確認検査の申請書等について

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/confirm_inspection/ci_app_form/



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 住宅性能

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/jyutaku_seino/



GBRC > 確認検査・住宅性能評価等 > 建築物エネルギー消費性能適合性判定

https://www.gbrc.or.jp/confirm_inspection/tekihan/

改元前に作成した書類について

平成31年4月1日 新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せによる

「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」に基づき、

「平成」に二重線を引いて「令和」をご記入下さい。

【編集後記】

新年度とともに、新しい年号が発表されました。改元に伴い、様式の見直しを実施し、HPに反映しております。6月以降には、建築基準法の大改正を控えており、様式の変更が予測されます。申請準備をいただく前に、HPで様式を確認ください。また、法改正にあわせて、防火避難規定に関して、業務説明会を予定しています。こうした説明会やメルマガを通じて、法改正の情報を中心に、分かりやすく、お届けできるよう努めたいと思います。

【最近の動き】

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等について（概要）に関する意見募集の実施

建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等について

（概要）に関する意見募集がありました。

その概要をご紹介します。

概要

大規模の建築物の主要構造部の性能に関する技術的基準法（法21条）

防火区画等に関する技術的基準
（令112条～114条）

防火地域又は準防火地域内の建築物に関する技術的基準（法61条、令第137条の10・令第137条の11・令第137条の12）

建築基準法施行規則（規則第1条の3第1項、第3条、3条の2）

パブリックコメント

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PC_MMSTDDETAIL&id=155190706&Mode=0

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評価センター 建築確認検査課
担当：城ヶ原・中川・中尾
TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680
E-mail：kakunin@gbrc.or.jp